

令和 7 年度版

福岡市地域防災計画 修正案

- 1 本 編（1 頁～15 頁）
- 2 原子力災害対策編（16 頁～20 頁）

福岡市地域防災計画（本編）修正案 様式 1

頁	章節	現行（令和6年度版）	令和7年度案	修正理由
2-2	第2章 第1節	九州農政局福岡県拠点 災害時における政府所有米穀の供給支援に関する事項	九州農政局福岡県拠点 災害時における政府所有米穀の供給支援に関する事項	国通知に基づく修正
2-5	第2章 第1節	日本通運株式会社福岡支店 ① 緊急輸送体制の整備に関する事項 ② 災害時における救助物資等の輸送の確保に関する事項	日本通運株式会社Westカンパニー ① 緊急輸送体制の整備に関する事項 ② 災害時における救助物資等の輸送の確保に関する事項	組織改正に伴う機関名の変更
2-15	第2章 第2節	ク 福祉局 主な事務分掌 ○ 災害見舞金、災害援護資金等に係る事務の統括に関すること ○ 義援金の配分に関すること ○ 要配慮者（高齢者・障がい者等）対策に関すること ○ 避難所（福祉避難所含む。）運営の統括（避難情報の集約を含む。）に関すること ○ 災害ボランティアセンターとの連絡調整の支援に関すること ○ 福祉に係る情報・相談窓口の開設に関すること ○ 管理施設の維持・管理に関すること	ク 福祉局 主な事務分掌 ○ 災害見舞金、災害援護資金等に係る事務の統括に関すること ○ 義援金の配分に関すること ○ 要配慮者（高齢者・障がい者等）対策に関すること ○ 社会福祉施設等の被害状況及び災害復旧に関すること ○ 避難所（福祉避難所含む。）運営の統括（避難情報の集約を含む。）に関すること ○ 災害ボランティアセンターとの連絡調整の支援に関すること ○ 福祉に係る情報・相談窓口の開設に関すること ○ 管理施設の維持・管理に関すること	資料編との整合を図るため追加

福岡市地域防災計画（本編）修正案 様式 1

頁	章節	現行（令和6年度版）	令和7年度案	修正理由								
3-3	第3章 第1節	第3章 災害予防計画 第1節 防災体制の整備 第3 消防、医療体制の整備 2 医療体制の整備 (3) 通信手段等の確保 保健福祉センター、市立病院を運営する地方独立行政法人福岡市立病院機構、福岡市医師会、及び災害拠点病院、その他医療関係機関との連携、連絡体制を確保するとともに、福岡市医師会及び災害拠点病院に防災行政無線を設置するなど災害時の通信手段を確保する。	第3章 災害予防計画 第1節 防災体制の整備 第3 消防、医療体制の整備 2 医療体制の整備 (3) 通信手段等の確保 保健福祉センター、市立病院を運営する地方独立行政法人福岡市立病院機構、福岡市医師会、災害拠点病院、その他医療関係機関との連携、連絡体制を確保するとともに、福岡市医師会及び災害拠点病院に防災行政無線を設置するなど災害時の通信手段を確保する。	文言修正								
3-9	第3章 第2節	2 地域・企業の防災リーダーの養成等 (1) 防災リーダーの養成 ① 「博多あん（安全）・あん（安心）塾」 地域や企業の防災力の向上を目的に、平成17年度から開講。塾修了者を「博多あん・あんリーダー」と認定し、地域や企業で活動することで、地域防災力の向上を図る。 <table><tr><td>博多あん・あんリーダー（博多あん・あん塾修了者）</td><td>防災士資格取得試験合格者</td></tr><tr><td>1,452名</td><td>1,363名</td></tr></table> (令和6年3月末時点)	博多あん・あんリーダー（博多あん・あん塾修了者）	防災士資格取得試験合格者	1,452名	1,363名	2 地域・企業の防災リーダーの養成等 (1) 防災リーダーの養成 ① 「博多あん（安全）・あん（安心）塾」 地域や企業の防災力の向上を目的に、平成17年度から開講。塾修了者を「博多あん・あんリーダー」と認定し、地域や企業で活動することで、地域防災力の向上を図る。 <table><tr><td>博多あん・あんリーダー（博多あん・あん塾修了者）</td><td>防災士資格取得試験合格者</td></tr><tr><td>1,544名</td><td>1,444名</td></tr></table> (令和7年3月末時点)	博多あん・あんリーダー（博多あん・あん塾修了者）	防災士資格取得試験合格者	1,544名	1,444名	時点修正
博多あん・あんリーダー（博多あん・あん塾修了者）	防災士資格取得試験合格者											
1,452名	1,363名											
博多あん・あんリーダー（博多あん・あん塾修了者）	防災士資格取得試験合格者											
1,544名	1,444名											
3-13	第3章 第3節	2 公的備蓄 避難所運営や帰宅困難者対策等に必要となる食料、生活必需品、資機材等は以下のとおりとし、災害対策本部室において備蓄する。また、これらの基本的な物資に加え、各局等が災害対応において必要となる物資については、各局等で備蓄する。 (1) 避難所運営用備蓄 ① 備蓄品目 ア 食料 水、パン、レトルト米の基礎的食料に加え、高齢者、乳幼児及び食物アレルギーを有する避難者に対応したお粥、乳児用ミルクなどの備蓄を行う。 イ 生活必需品等 携帯トイレ、簡易トイレ、毛布、生理用品、紙おむつ、哺乳瓶、口腔衛生用品、入浴代替用品、弾性ストッキングなど、発災直後に必要となる生活必需品等の備蓄を行う。 ウ 感染症対策物資 マスク、手指用消毒液、体温計、ハンドソープなど、避難所における感染症対策に必要な物資の備蓄を行う。 エ 資機材 発電機、投光器、カセットコンロ、懐中電灯、ブルーシートなど、発災直後に必要となる資機材の備蓄を行う。 オ 災害関連死対策 携帯トイレ、簡易トイレの他、弾性ストッキングやエアマットなどの災害関連死対策に必要な資機材の備蓄を行う。	2 公的備蓄 避難所運営や帰宅困難者対策等に必要となる食料、生活必需品、資機材等は以下のとおりとし、災害対策本部室において備蓄する。また、これらの基本的な物資に加え、各局等が災害対応において必要となる物資については、各局等で備蓄する。 (1) 避難所運営用備蓄 ① 備蓄品目 ア 食料 水、パン、レトルト米の基礎的食料に加え、高齢者、乳幼児及び食物アレルギーを有する避難者に対応したお粥、乳児用ミルクなどの備蓄を行う。 イ 生活必需品等 携帯トイレ、簡易トイレ、毛布、生理用品、紙おむつ、食器、哺乳瓶、口腔衛生用品、入浴代替用品など、発災直後に必要となる生活必需品等の備蓄を行う。 ウ 感染症対策物資 マスク、手指用消毒液、体温計、ハンドソープなど、避難所における感染症対策に必要な物資の備蓄を行う。 エ 資機材 発電機、投光器、カセットコンロ、懐中電灯、ブルーシート、パーティションなど、発災直後に必要となる資機材の備蓄を行う。 オ 災害関連死対策 十分な数の携帯トイレ、簡易トイレの他、簡易ベッドや弾性ストッキング、エアマットなどの災害関連死対策に必要な資機材の備蓄を行う。	事業の拡充等								

福岡市地域防災計画（本編）修正案 様式 1

頁	章節	現行（令和6年度版）	令和7年度案	修正理由																																																				
3-16	第3章 第3節	2 避難場所・避難所の選定 避難場所・避難所は、災害時に避難者を収容する一時避難所及び収容避難所と、通常の避難所での生活が困難な者を収容する福祉避難所、大火災等における避難に適する広場を有する地区避難場所及び広域避難場所とし、次の区分により選定する。 <table><thead><tr><th>区分</th><th>箇所数</th><th>定義</th></tr></thead><tbody><tr><td>地区避難場所</td><td>屋内:<u>408</u> 箇所 屋外:<u>383</u> 箇所</td><td>特定の地域において人命に大きな被害が予測される場合、住民が容易に避難し得る至近距離にある場所</td></tr><tr><td>広域避難場所</td><td>26 箇所</td><td>広域にわたって人命に大きな被害が予測される場合の大規模な避難に適する場所</td></tr><tr><td>一時避難所</td><td><u>195</u> 箇所</td><td>1人につき2㎡程度の面積を基準として50 人以上を収容できる施設</td></tr><tr><td>収容避難所</td><td><u>260</u> 箇所</td><td>給食設備を有するか、又は応急的に給食設備として利用できる施設があるものであって1人につき4㎡程度の面積を基準として100 人以上を収容することができる施設</td></tr><tr><td>福祉避難所</td><td><u>167</u> 箇所</td><td>避難所での生活が困難な要配慮者のための施設</td></tr></tbody></table>	区分	箇所数	定義	地区避難場所	屋内: <u>408</u> 箇所 屋外: <u>383</u> 箇所	特定の地域において人命に大きな被害が予測される場合、住民が容易に避難し得る至近距離にある場所	広域避難場所	26 箇所	広域にわたって人命に大きな被害が予測される場合の大規模な避難に適する場所	一時避難所	<u>195</u> 箇所	1人につき2㎡程度の面積を基準として50 人以上を収容できる施設	収容避難所	<u>260</u> 箇所	給食設備を有するか、又は応急的に給食設備として利用できる施設があるものであって1人につき4㎡程度の面積を基準として100 人以上を収容することができる施設	福祉避難所	<u>167</u> 箇所	避難所での生活が困難な要配慮者のための施設	2 避難場所・避難所の選定 避難場所・避難所は、災害時に避難者を収容する一時避難所及び収容避難所と、通常の避難所での生活が困難な者を収容する福祉避難所、大火災等における避難に適する広場を有する地区避難場所及び広域避難場所とし、次の区分により選定する。 <table><thead><tr><th>区分</th><th>箇所数</th><th>定義</th></tr></thead><tbody><tr><td>地区避難場所</td><td>屋内:<u>411</u> 箇所 屋外:<u>386</u> 箇所</td><td>特定の地域において人命に大きな被害が予測される場合、住民が容易に避難し得る至近距離にある場所</td></tr><tr><td>広域避難場所</td><td>26 箇所</td><td>広域にわたって人命に大きな被害が予測される場合の大規模な避難に適する場所</td></tr><tr><td>一時避難所</td><td><u>196</u> 箇所</td><td>1人につき2㎡程度の面積を基準として50 人以上を収容できる施設</td></tr><tr><td>収容避難所</td><td><u>262</u> 箇所</td><td>給食設備を有するか、又は応急的に給食設備として利用できる施設があるものであって1人につき4㎡程度の面積を基準として100 人以上を収容することができる施設</td></tr><tr><td>福祉避難所</td><td><u>200</u> 箇所</td><td>避難所での生活が困難な要配慮者のための施設</td></tr></tbody></table>	区分	箇所数	定義	地区避難場所	屋内: <u>411</u> 箇所 屋外: <u>386</u> 箇所	特定の地域において人命に大きな被害が予測される場合、住民が容易に避難し得る至近距離にある場所	広域避難場所	26 箇所	広域にわたって人命に大きな被害が予測される場合の大規模な避難に適する場所	一時避難所	<u>196</u> 箇所	1人につき2㎡程度の面積を基準として50 人以上を収容できる施設	収容避難所	<u>262</u> 箇所	給食設備を有するか、又は応急的に給食設備として利用できる施設があるものであって1人につき4㎡程度の面積を基準として100 人以上を収容することができる施設	福祉避難所	<u>200</u> 箇所	避難所での生活が困難な要配慮者のための施設	時点修正																
区分	箇所数	定義																																																						
地区避難場所	屋内: <u>408</u> 箇所 屋外: <u>383</u> 箇所	特定の地域において人命に大きな被害が予測される場合、住民が容易に避難し得る至近距離にある場所																																																						
広域避難場所	26 箇所	広域にわたって人命に大きな被害が予測される場合の大規模な避難に適する場所																																																						
一時避難所	<u>195</u> 箇所	1人につき2㎡程度の面積を基準として50 人以上を収容できる施設																																																						
収容避難所	<u>260</u> 箇所	給食設備を有するか、又は応急的に給食設備として利用できる施設があるものであって1人につき4㎡程度の面積を基準として100 人以上を収容することができる施設																																																						
福祉避難所	<u>167</u> 箇所	避難所での生活が困難な要配慮者のための施設																																																						
区分	箇所数	定義																																																						
地区避難場所	屋内: <u>411</u> 箇所 屋外: <u>386</u> 箇所	特定の地域において人命に大きな被害が予測される場合、住民が容易に避難し得る至近距離にある場所																																																						
広域避難場所	26 箇所	広域にわたって人命に大きな被害が予測される場合の大規模な避難に適する場所																																																						
一時避難所	<u>196</u> 箇所	1人につき2㎡程度の面積を基準として50 人以上を収容できる施設																																																						
収容避難所	<u>262</u> 箇所	給食設備を有するか、又は応急的に給食設備として利用できる施設があるものであって1人につき4㎡程度の面積を基準として100 人以上を収容することができる施設																																																						
福祉避難所	<u>200</u> 箇所	避難所での生活が困難な要配慮者のための施設																																																						
3-19	第3章 第4節	第3章 災害予防計画 第4節 防災都市づくり 第1 風水害に強い都市づくり 2 下水道整備計画 (1) 全体計画 本市の行政面積は34,346ha であるが、マスタープランに基づき市街化区域を中心として、市街化調整区域内の集落も含め<u>18,160</u>ha の区域を将来計画区域とし、地勢と水系等から西戸崎、和白、東部、中部、西部、南部、新西部の7処理区に分割し公共下水道の排水計画をたて整備を進めている。 全体計画表 <table><tr><td>区分</td><td>令和<u>3</u>年度末処理区域面積</td></tr><tr><td>面積 (ha)</td><td><u>17,195</u></td></tr><tr><td>区分</td><td>令和<u>17</u>年度末全体計画面積</td></tr><tr><td>面積 (ha)</td><td><u>18,160</u></td></tr></table> 処理区別排水区域一覧表 <table><tr><td>全体計画面積</td><td></td></tr><tr><td>西戸崎</td><td>166</td></tr><tr><td>和白</td><td>1,439</td></tr><tr><td>東部</td><td>3,784</td></tr><tr><td>中部</td><td>2,715</td></tr><tr><td>西部</td><td><u>5,165</u></td></tr><tr><td>南部</td><td>3,346</td></tr><tr><td>新西部</td><td><u>1,545</u></td></tr><tr><td>計</td><td><u>18,160</u></td></tr></table>	区分	令和 <u>3</u> 年度末処理区域面積	面積 (ha)	<u>17,195</u>	区分	令和 <u>17</u> 年度末全体計画面積	面積 (ha)	<u>18,160</u>	全体計画面積		西戸崎	166	和白	1,439	東部	3,784	中部	2,715	西部	<u>5,165</u>	南部	3,346	新西部	<u>1,545</u>	計	<u>18,160</u>	第3章 災害予防計画 第4節 防災都市づくり 第1 風水害に強い都市づくり 2 下水道整備計画 (1) 全体計画 本市の行政面積は34,346ha であるが、マスタープランに基づき市街化区域を中心として、市街化調整区域内の集落も含め<u>18,167</u>ha の区域を将来計画区域とし、地勢と水系等から西戸崎、和白、東部、中部、西部、南部、新西部の7処理区に分割し公共下水道の排水計画をたて整備を進めている。 全体計画表 <table><tr><td>区分</td><td>令和<u>5</u>年度末処理区域面積</td></tr><tr><td>面積 (ha)</td><td><u>17,200</u></td></tr><tr><td>区分</td><td>令和<u>22</u>年度末全体計画面積</td></tr><tr><td>面積 (ha)</td><td><u>18,167</u></td></tr></table> 処理区別排水区域一覧表 <table><tr><td>全体計画面積</td><td></td></tr><tr><td>西戸崎</td><td>166</td></tr><tr><td>和白</td><td>1,439</td></tr><tr><td>東部</td><td>3,784</td></tr><tr><td>中部</td><td>2,715</td></tr><tr><td>西部</td><td><u>5,158</u></td></tr><tr><td>南部</td><td>3,346</td></tr><tr><td>新西部</td><td><u>1,559</u></td></tr><tr><td>計</td><td><u>18,167</u></td></tr></table>	区分	令和 <u>5</u> 年度末処理区域面積	面積 (ha)	<u>17,200</u>	区分	令和 <u>22</u> 年度末全体計画面積	面積 (ha)	<u>18,167</u>	全体計画面積		西戸崎	166	和白	1,439	東部	3,784	中部	2,715	西部	<u>5,158</u>	南部	3,346	新西部	<u>1,559</u>	計	<u>18,167</u>	時点修正
区分	令和 <u>3</u> 年度末処理区域面積																																																							
面積 (ha)	<u>17,195</u>																																																							
区分	令和 <u>17</u> 年度末全体計画面積																																																							
面積 (ha)	<u>18,160</u>																																																							
全体計画面積																																																								
西戸崎	166																																																							
和白	1,439																																																							
東部	3,784																																																							
中部	2,715																																																							
西部	<u>5,165</u>																																																							
南部	3,346																																																							
新西部	<u>1,545</u>																																																							
計	<u>18,160</u>																																																							
区分	令和 <u>5</u> 年度末処理区域面積																																																							
面積 (ha)	<u>17,200</u>																																																							
区分	令和 <u>22</u> 年度末全体計画面積																																																							
面積 (ha)	<u>18,167</u>																																																							
全体計画面積																																																								
西戸崎	166																																																							
和白	1,439																																																							
東部	3,784																																																							
中部	2,715																																																							
西部	<u>5,158</u>																																																							
南部	3,346																																																							
新西部	<u>1,559</u>																																																							
計	<u>18,167</u>																																																							

福岡市地域防災計画（本編）修正案 様式 1

頁	章節	現行（令和6年度版）	令和7年度案	修正理由																																																																
3-20	第3章 第4節	第3章 災害予防計画 第4節 防災都市づくり 第1 風水害に強い都市づくり 2 下水道整備計画 (2) 実施計画 ①都市計画と事業認可 (省略) 本市では市街化調整区域の集落を含め下水道計画区域を18,160haにまで拡大し整備する目標で計画を進めている。なお、上記区域の中で下水道法による事業計画の面積は17,395haである。 表 令和4年度までの都市計画決定面積（ha） <table><tr><td>西戸崎</td><td>154</td></tr><tr><td>和白</td><td>1,409</td></tr><tr><td>東部</td><td>3,689</td></tr><tr><td>中部</td><td>2,715</td></tr><tr><td>西部</td><td>4,908</td></tr><tr><td>南部</td><td>3,322</td></tr><tr><td>新西部</td><td>1,204</td></tr><tr><td>計</td><td>17,401</td></tr></table> 令和4年度までの事業計画面積（ha） <table><tr><td>西戸崎</td><td>154</td></tr><tr><td>和白</td><td>1,408</td></tr><tr><td>東部</td><td>3,685</td></tr><tr><td>中部</td><td>2,715</td></tr><tr><td>西部</td><td>4,904</td></tr><tr><td>南部</td><td>3,322</td></tr><tr><td>新西部</td><td>1,207</td></tr><tr><td>計</td><td>17,401</td></tr></table>	西戸崎	154	和白	1,409	東部	3,689	中部	2,715	西部	4,908	南部	3,322	新西部	1,204	計	17,401	西戸崎	154	和白	1,408	東部	3,685	中部	2,715	西部	4,904	南部	3,322	新西部	1,207	計	17,401	第3章 災害予防計画 第4節 防災都市づくり 第1 風水害に強い都市づくり 2 下水道整備計画 (2) 実施計画 ①都市計画と事業認可 (省略) 本市では市街化調整区域の集落を含め下水道計画区域を18,167haにまで拡大し整備する目標で計画を進めている。なお、上記区域の中で下水道法による事業計画の面積は17,401haである。 表 令和5年度までの都市計画決定面積（ha） <table><tr><td>西戸崎</td><td>154</td></tr><tr><td>和白</td><td>1,409</td></tr><tr><td>東部</td><td>3,689</td></tr><tr><td>中部</td><td>2,715</td></tr><tr><td>西部</td><td>4,908</td></tr><tr><td>南部</td><td>3,322</td></tr><tr><td>新西部</td><td>1,216</td></tr><tr><td>計</td><td>17,413</td></tr></table> 令和5年度までの事業計画面積（ha） <table><tr><td>西戸崎</td><td>154</td></tr><tr><td>和白</td><td>1,409</td></tr><tr><td>東部</td><td>3,689</td></tr><tr><td>中部</td><td>2,715</td></tr><tr><td>西部</td><td>4,908</td></tr><tr><td>南部</td><td>3,322</td></tr><tr><td>新西部</td><td>1,204</td></tr><tr><td>計</td><td>17,401</td></tr></table>	西戸崎	154	和白	1,409	東部	3,689	中部	2,715	西部	4,908	南部	3,322	新西部	1,216	計	17,413	西戸崎	154	和白	1,409	東部	3,689	中部	2,715	西部	4,908	南部	3,322	新西部	1,204	計	17,401	時点修正
西戸崎	154																																																																			
和白	1,409																																																																			
東部	3,689																																																																			
中部	2,715																																																																			
西部	4,908																																																																			
南部	3,322																																																																			
新西部	1,204																																																																			
計	17,401																																																																			
西戸崎	154																																																																			
和白	1,408																																																																			
東部	3,685																																																																			
中部	2,715																																																																			
西部	4,904																																																																			
南部	3,322																																																																			
新西部	1,207																																																																			
計	17,401																																																																			
西戸崎	154																																																																			
和白	1,409																																																																			
東部	3,689																																																																			
中部	2,715																																																																			
西部	4,908																																																																			
南部	3,322																																																																			
新西部	1,216																																																																			
計	17,413																																																																			
西戸崎	154																																																																			
和白	1,409																																																																			
東部	3,689																																																																			
中部	2,715																																																																			
西部	4,908																																																																			
南部	3,322																																																																			
新西部	1,204																																																																			
計	17,401																																																																			
3-20	第3章 第4節	第3章 災害予防計画 第4節 第1 風水害に強い都市づくり 4 ため池の安全性向上 ため池のうち、決壊した場合に人的被害を与えるおそれのある防災重点農業用ため池について、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」で策定した推進計画に基づき、決壊した場合の下流への影響度やその他の状況等を総合的に勘案して、劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価防災工事を計画的に実施する。	第3章 災害予防計画 第4節 第1 風水害に強い都市づくり 4 ため池の安全性向上 ため池のうち、決壊した場合に人的被害を与えるおそれのある防災重点農業用ため池について、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」で県が策定した推進計画に基づき、決壊した場合の下流への影響度やその他の状況等を総合的に勘案して、劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価防災工事を計画的に実施する。	推進計画の策定主体を明記																																																																

福岡市地域防災計画（本編）修正案 様式 1

頁	章節	現行（令和6年度版）	令和7年度案	修正理由																										
3-25	第3章 第4節	第3章 災害予防計画 第4節 防災都市づくり 3 具体的な施策 1 都市計画 (1) 土地利用計画 ③ 防火地域・準防火地域 防火地域及び準防火地域の指定状況（令和5年4月） <table><tr><th>区分</th><th>面積 (ha)</th><th>市街化区域に おける割合</th><th>備考</th></tr><tr><td rowspan="2">防火地域</td><td rowspan="2">160</td><td rowspan="2">0.98%</td><td>(1) 集団的な指定 公共施設が整備された都心部の容積率500%以上の地区及び歓楽街等で人口集中度が高い地区</td></tr><tr><td>(2) 路線的な指定 主要幹線道路沿道で、建築物の耐火化がすすんでいる容積率500%以上の地区（公園等防災拠点となる地区との接続を考慮した指定とする。）</td></tr><tr><td>準防火地域</td><td>2,516</td><td>15.4%</td><td>(1) 商業地域及び近隣商業地域 (2) 都心部の商業地域に接続して、建築密度が高い地区</td></tr></table>	区分	面積 (ha)	市街化区域に おける割合	備考	防火地域	160	0.98%	(1) 集団的な指定 公共施設が整備された都心部の容積率500%以上の地区及び歓楽街等で人口集中度が高い地区	(2) 路線的な指定 主要幹線道路沿道で、建築物の耐火化がすすんでいる容積率500%以上の地区（公園等防災拠点となる地区との接続を考慮した指定とする。）	準防火地域	2,516	15.4%	(1) 商業地域及び近隣商業地域 (2) 都心部の商業地域に接続して、建築密度が高い地区	第3章 災害予防計画 第4節 防災都市づくり 3 具体的な施策 1 都市計画 (1) 土地利用計画 ③ 防火地域・準防火地域 防火地域及び準防火地域の指定状況（令和6年4月） <table><tr><th>区分</th><th>面積 (ha)</th><th>市街化区域に おける割合</th><th>備考</th></tr><tr><td rowspan="2">防火地域</td><td rowspan="2">160</td><td rowspan="2">0.98%</td><td>(1) 集団的な指定 公共施設が整備された都心部の容積率500%以上の地区及び歓楽街等で人口集中度が高い地区</td></tr><tr><td>(2) 路線的な指定 主要幹線道路沿道で、建築物の耐火化がすすんでいる容積率500%以上の地区（公園等防災拠点となる地区との接続を考慮した指定とする。）</td></tr><tr><td>準防火地域</td><td>2,516</td><td>15.4%</td><td>(1) 商業地域及び近隣商業地域 (2) 都心部の商業地域に接続して、建築密度が高い地区</td></tr></table>	区分	面積 (ha)	市街化区域に おける割合	備考	防火地域	160	0.98%	(1) 集団的な指定 公共施設が整備された都心部の容積率500%以上の地区及び歓楽街等で人口集中度が高い地区	(2) 路線的な指定 主要幹線道路沿道で、建築物の耐火化がすすんでいる容積率500%以上の地区（公園等防災拠点となる地区との接続を考慮した指定とする。）	準防火地域	2,516	15.4%	(1) 商業地域及び近隣商業地域 (2) 都心部の商業地域に接続して、建築密度が高い地区	時点修正
区分	面積 (ha)	市街化区域に おける割合	備考																											
防火地域	160	0.98%	(1) 集団的な指定 公共施設が整備された都心部の容積率500%以上の地区及び歓楽街等で人口集中度が高い地区																											
			(2) 路線的な指定 主要幹線道路沿道で、建築物の耐火化がすすんでいる容積率500%以上の地区（公園等防災拠点となる地区との接続を考慮した指定とする。）																											
準防火地域	2,516	15.4%	(1) 商業地域及び近隣商業地域 (2) 都心部の商業地域に接続して、建築密度が高い地区																											
区分	面積 (ha)	市街化区域に おける割合	備考																											
防火地域	160	0.98%	(1) 集団的な指定 公共施設が整備された都心部の容積率500%以上の地区及び歓楽街等で人口集中度が高い地区																											
			(2) 路線的な指定 主要幹線道路沿道で、建築物の耐火化がすすんでいる容積率500%以上の地区（公園等防災拠点となる地区との接続を考慮した指定とする。）																											
準防火地域	2,516	15.4%	(1) 商業地域及び近隣商業地域 (2) 都心部の商業地域に接続して、建築密度が高い地区																											
3-25	第3章 第4節	第3章 災害予防計画 第4節 防災都市づくり 3 具体的な施策 1 都市計画 (3) 市街地形成 ② 地区計画等（令和5年4月） 地区の特性に応じて、道路、公園等の地区施設や建築物、土地利用に関する計画を地区住民の意向を反映しながら定め、地区内の開発や建築行為を規制誘導することにより、都市防災にも配慮した良好な市街地環境の形成や保全、あるいは木造密集、道路狭隘等、防災上の課題のある地区における課題の改善に努める。 <table><tr><th>地区数(地区)</th><th>面積(ha)</th></tr><tr><td>135(17)</td><td>1472.0(104.2)</td></tr></table> ※（ ）内の数字は、再開発等促進区を定めた地区計画の面積	地区数(地区)	面積(ha)	135(17)	1472.0(104.2)	第3章 災害予防計画 第4節 防災都市づくり 3 具体的な施策 1 都市計画 (3) 市街地形成 ② 地区計画等（令和6年4月） 地区の特性に応じて、道路、公園等の地区施設や建築物、土地利用に関する計画を地区住民の意向を反映しながら定め、地区内の開発や建築行為を規制誘導することにより、都市防災にも配慮した良好な市街地環境の形成や保全、あるいは木造密集、道路狭隘等、防災上の課題のある地区における課題の改善に努める。 <table><tr><th>地区数(地区)</th><th>面積(ha)</th></tr><tr><td>138(17)</td><td>1521.0(104.2)</td></tr></table> ※（ ）内の数字は、再開発等促進区を定めた地区計画の面積	地区数(地区)	面積(ha)	138(17)	1521.0(104.2)	時点修正																		
地区数(地区)	面積(ha)																													
135(17)	1472.0(104.2)																													
地区数(地区)	面積(ha)																													
138(17)	1521.0(104.2)																													
3-26	第3章 第4節	第4 公共土木構造物の対策 1 公共土木構造物の耐震対策 公共土木構造物については、地震発生による人命への重大な被害や市民生活への深刻な影響を抑止し、災害対策活動を速やかに行うため、各施設毎の国の耐震に関する基準や指針等に基づき耐震診断を行い、必要に応じた改修により耐震性能の向上を図る。 特に、防災上重要な施設については、「福岡市公共施設地震対策技術連絡協議会」において関係局相互の連絡調整を行い、「福岡市公共施設の耐震対策計画」に基づき耐震対策の早期実施を図る。	第4 公共土木構造物の対策 1 公共土木構造物の耐震対策 公共土木構造物については、地震発生による人命への重大な被害や市民生活への深刻な影響を抑止し、災害対策活動を速やかに行うため、各施設毎の国の耐震に関する基準や指針等に基づく耐震対策を実施する。 特に、防災上重要な施設については、必要に応じ「福岡市公共施設地震対策技術連絡協議会」において関係局相互の連絡調整を行う。	時点修正（耐震対策計画に基づく耐震改修の完了）																										

福岡市地域防災計画（本編）修正案 様式 1

頁	章節	現行（令和6年度版）	令和7年度案	修正理由																																																																																
3-27	第3章 第4節	第4節 防災都市づくり 第4 公共土木構造物の対策 項目追加 4 港湾 5 漁港	第4節 防災都市づくり 第4 公共土木構造物の対策 4 下水道 下水道施設について、必要な耐震対策を進める。 ①ポンプ場、水処理センター 被災時でも最低限必要とされる下水道機能を確保する観点から、揚水施設、沈殿施設、消毒施設の耐震化を優先的に進めていく。 ②管渠 緊急輸送道路に埋設された管渠や防災拠点に接続する管渠など、重要な幹線管渠等の耐震化を進めていく。 5 港湾 6 漁港	下水道の耐震化対策を追記																																																																																
3-28	第3章 第4節	第5 建築物の対策 1 公共建築物の耐震対策 防災上重要な建築物については、「福岡市公共施設地震対策技術連絡協議会」において関係局相互の連絡調整を行い、「<u>福岡市公共施設の耐震対策計画</u>」に基づき耐震対策の早期実施を図る。 また、公共建築物の新築にあたっては、防災上の重要性を考慮し、施設の用途に応じた耐震対策を実施する。	第5 建築物の対策 1 公共建築物の耐震対策 公共建築物については、地震発生による人命への重大な被害や市民生活への深刻な影響を抑止し、災害対策活動を速やかに行うため、公共建築物の国の耐震に関する基準等に基づく耐震対策を実施する。 特に、防災上重要な建築物については、必要に応じ「福岡市公共施設地震対策技術連絡協議会」において関係局相互の連絡調整を行う。	時点修正（耐震対策計画に基づく耐震改修の完了）																																																																																
3-29	第3章 第4節	第3章 災害予防計画 第4節 防災都市づくり 第6 オープンスペースの確保 2 港湾緑地 アイランドシティ北東部に整備を進めているアイランドシティはばたき公園については、臨海部におけるオープンスペースとして活用する。 また、中央ふ頭先端部に計画している緑地について、緑地に隣接して耐震強化岸壁を計画していることから、震災時における避難等のためのオープンスペースとして活用する。	第3章 災害予防計画 第4節 防災都市づくり 第6 オープンスペースの確保 2 港湾緑地 アイランドシティにおいて整備を進めているアイランドシティはばたき公園や外周緑地については、臨海部におけるオープンスペースとして活用する。 また、中央ふ頭先端部に計画している緑地について、緑地に隣接して耐震強化岸壁を計画していることから、震災時における避難等のためのオープンスペースとして活用する。	現行の整備内容にあわせて修正																																																																																
3-29	第3章 第4節	（2）漁港漁場整備事業 <table border="1"> <thead> <tr> <th>漁港名</th><th>種別</th><th>事業主体</th><th>事業内容</th><th>整備完了年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>弘</td><td>1</td><td>福岡市</td><td>突堤外</td><td>平成25年度完了</td></tr> <tr> <td>奈多</td><td>1</td><td>〃</td><td>防波堤</td><td>平成23年度完了</td></tr> <tr> <td>志賀島</td><td>2</td><td>〃</td><td>沖防波堤</td><td>平成22年度完了</td></tr> <tr> <td>浜崎今津</td><td>1</td><td>〃</td><td>導流堤</td><td>平成22年度完了</td></tr> <tr> <td>西浦</td><td>2</td><td>〃</td><td>沖防波堤</td><td>平成21年度完了</td></tr> <tr> <td>玄界</td><td>2</td><td>〃</td><td>防波堤</td><td>平成23年度完了</td></tr> </tbody> </table>	漁港名	種別	事業主体	事業内容	整備完了年度	弘	1	福岡市	突堤外	平成25年度完了	奈多	1	〃	防波堤	平成23年度完了	志賀島	2	〃	沖防波堤	平成22年度完了	浜崎今津	1	〃	導流堤	平成22年度完了	西浦	2	〃	沖防波堤	平成21年度完了	玄界	2	〃	防波堤	平成23年度完了	（2）漁港漁場整備事業 <table border="1"> <thead> <tr> <th>漁港名</th><th>種別</th><th>事業主体</th><th>事業内容</th><th>整備完了年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>弘</td><td>1</td><td>福岡市</td><td>突堤外</td><td>平成25年度完了</td></tr> <tr> <td>奈多</td><td>1</td><td>〃</td><td>防波堤</td><td>平成22年度完了</td></tr> <tr> <td>志賀島</td><td>2</td><td>〃</td><td>沖防波堤</td><td>平成9年度完了</td></tr> <tr> <td>浜崎今津</td><td>1</td><td>〃</td><td>導流堤</td><td>平成20年度完了</td></tr> <tr> <td>西浦</td><td>2</td><td>〃</td><td>沖防波堤</td><td>平成22年度完了</td></tr> <tr> <td>玄界</td><td>2</td><td>〃</td><td>防波堤</td><td>平成23年度完了</td></tr> <tr> <td>唐泊</td><td>2</td><td>〃</td><td>突堤</td><td>平成16年度完了</td></tr> <tr> <td>小呂島</td><td>4</td><td>福岡県</td><td>防波堤</td><td>平成27年度完了</td></tr> </tbody> </table>	漁港名	種別	事業主体	事業内容	整備完了年度	弘	1	福岡市	突堤外	平成25年度完了	奈多	1	〃	防波堤	平成22年度完了	志賀島	2	〃	沖防波堤	平成9年度完了	浜崎今津	1	〃	導流堤	平成20年度完了	西浦	2	〃	沖防波堤	平成22年度完了	玄界	2	〃	防波堤	平成23年度完了	唐泊	2	〃	突堤	平成16年度完了	小呂島	4	福岡県	防波堤	平成27年度完了	漁港台帳との整合性の確保及び一部市内漁港の追加
漁港名	種別	事業主体	事業内容	整備完了年度																																																																																
弘	1	福岡市	突堤外	平成25年度完了																																																																																
奈多	1	〃	防波堤	平成23年度完了																																																																																
志賀島	2	〃	沖防波堤	平成22年度完了																																																																																
浜崎今津	1	〃	導流堤	平成22年度完了																																																																																
西浦	2	〃	沖防波堤	平成21年度完了																																																																																
玄界	2	〃	防波堤	平成23年度完了																																																																																
漁港名	種別	事業主体	事業内容	整備完了年度																																																																																
弘	1	福岡市	突堤外	平成25年度完了																																																																																
奈多	1	〃	防波堤	平成22年度完了																																																																																
志賀島	2	〃	沖防波堤	平成9年度完了																																																																																
浜崎今津	1	〃	導流堤	平成20年度完了																																																																																
西浦	2	〃	沖防波堤	平成22年度完了																																																																																
玄界	2	〃	防波堤	平成23年度完了																																																																																
唐泊	2	〃	突堤	平成16年度完了																																																																																
小呂島	4	福岡県	防波堤	平成27年度完了																																																																																
4-23	第4章 第2節	（2）一般交通の確保 ① 道路、橋梁等 ウ 危険箇所、災害箇所については道路下水道局等関係機関において応急措置を行い速やかに交通を確保する。なお、道路啓開の優先順位は原則として、「福岡県地域防災計画」において位置付けられている「啓開道路」のうち市関係道路を最優先し、以下、緊急輸送道路ネットワークの路線のうち、第1次路線、第2次路線、その他の路線とする。また、重要物流道路及びその代替・補完路については、必要に応じて国に道路啓開を要請する。	（2）一般交通の確保 ① 道路、橋梁等 ウ 危険箇所、災害箇所については道路下水道局等関係機関において応急措置を行い速やかに交通を確保する。なお、道路啓開の優先順位は原則として、「福岡県地域防災計画」において位置付けられている「啓開道路」のうち市関係道路を最優先し、以下、緊急輸送道路ネットワークの路線のうち、第1次路線、第2次路線、第3次路線とする。また、重要物流道路及びその代替・補完路については、必要に応じて国に道路啓開を要請する。	「第3次緊急輸送道路ネットワーク」の新設に伴う修正																																																																																

福岡市地域防災計画（本編）修正案 様式 1

頁	章節	現行（令和6年度版）	令和7年度案	修正理由
4-32	第4章 第4節	第2 避難所の開設 2 開設の手順 (1)災害が発生する恐れがある場合又は災害が発生し、住民の避難が必要であるときは、災害対策本部室又は区災害対策本部が、施設管理者の了解を得て、区災害対策本部が解錠ができる者へ連絡を取りその協力を得て、開設する。	第2 避難所の開設 2 開設の手順 (1)災害が発生する恐れがある場合又は災害が発生し、住民の避難が必要であるときは、災害対策本部室又は区災害対策本部が、施設管理者の了解を得て、区災害対策本部が解錠ができる者へ連絡を取りその協力を得て、開設する。 <u>その際、避難所の生活環境を良好なものにするため、各避難所別のゾーニングに基づき、避難所開設当初からパーティションや簡易ベッドを設置するよう努めるものとする。</u>	防災基本計画の修正による追記
4-33	第4章 第4節	第3 避難所の運営 避難所の運営は、区災害対策本部、施設管理者、自主防災組織、避難者、ボランティア等の相互協力により行う。その際、男女のニーズの違い等、男女双方の視点や性的マイノリティ、高齢者、障がい者並びに外国人の視点にも十分配慮するものとし、避難者の過密抑制など避難所における感染症対策に留意する。また、 <u>ICT</u> を活用して避難所運営の効率化を図る。	第3 避難所の運営 避難所の運営は、区災害対策本部、施設管理者、自主防災組織、避難者、ボランティア等の相互協力により行う。その際、男女のニーズの違い等、男女双方の視点や性的マイノリティ、高齢者、障がい者並びに外国人の視点にも十分配慮するものとし、避難者の過密抑制など避難所における感染症対策に留意する。 <u>また、避難所における温かい食事の提供に努めるとともに、災害対応支援システム等</u> を活用して避難所運営の効率化を図る。	防災基本計画の修正による追記
4-37	第4章 第4節	第4章 風水害応急対策計画 第4節 避難対策 第6 愛玩動物対策 3 被災者と愛玩動物の同行避難 避難所における愛玩動物の受け入れが円滑に行われるよう、以下の対策を講じる。 ① 避難所における愛玩動物の適正飼育 ② 必要物資の調達 <u>項目追加</u>	第4章 風水害応急対策計画 第4節 避難対策 第6 愛玩動物対策 3 被災者と愛玩動物の同行避難 避難所における愛玩動物の受け入れが円滑に行われるよう、以下の対策を講じる。 ① <u>避難状況等の把握</u> ② 避難所における愛玩動物の適正飼育 ③ 必要物資の調達	防災基本計画修正による項目の追加
4-40	第4章 第5節	第4章 風水害応急対策計画 第5節 物資の供給・輸送対策 2 飲料水・生活用水等の応急給水 (2) 応急給水活動 ④ 応急給水の優先順位 非常用医療機関（救急告示病院・人工透析実施病院・官公立等主要病院・災害拠点病院）及び給水拠点（市民の受水拠点となる広域避難場所・収容避難所・ <u>地区避難所</u> ）に対して優先的に応急給水を行う。	第4章 風水害応急対策計画 第5節 物資の供給・輸送対策 2 飲料水・生活用水等の応急給水 (2) 応急給水活動 ④ 応急給水の優先順位 非常用医療機関（救急告示病院・人工透析実施病院・官公立等主要病院・災害拠点病院）及び給水拠点（市民の受水拠点となる広域避難場所・収容避難所・ <u>地区避難場所・一時避難所</u> ）に対して優先的に応急給水を行う。	「福岡市水道局災害応急対策計画」の改定に合わせた修正等

福岡市地域防災計画（本編）修正案 様式 1

頁	章節	現行（令和6年度版）	令和7年度案	修正理由
4-40	第4章 第5節	第4章 風水害応急対策計画 第5節 物資の供給・輸送対策 2 飲料水・生活用水等の応急給水 （2）応急給水活動 ⑤ 応急給水の水源となる給水施設 ア 被災当初の段階 （7）水道本局、配水場、浄水場、営業所に整備している緊急給水栓（給水基地） （イ）被害を受けていない消火栓 （ウ）近隣市町村及び福岡地区水道企業団の浄・配水場 <u>（エ）飲料用井戸</u>	第4章 風水害応急対策計画 第5節 物資の供給・輸送対策 2 飲料水・生活用水等の応急給水 （2）応急給水活動 ⑤ 応急給水の水源 ア 被災当初の段階 （7）水道本局、配水場、浄水場、営業所に整備している緊急給水栓（給水基地） （イ）被害を受けていない消火栓 （ウ）近隣市町村及び福岡地区水道企業団の浄・配水場 <u>（エ）利用可能な各種水源</u>	災害支援現場の実態に合わせた修正
4-40	第4章 第5節	第4章 風水害応急対策計画 第5節 物資の供給・輸送対策 2 飲料水・生活用水等の応急給水 （2）応急給水活動 ⑥ 応急給水の方法 応急給水は、以下の給水方式により対応する。 ア 拠点応急給水方式 市民の受水拠点となる広域避難場所・収容避難所・避難場所において、下記による給水を行う。 <u>（7）給水タンクを設置し、給水車による給水用水の運搬</u> <u>（イ）応急給水栓の設置</u> イ 運搬給水方式 収容避難所及び病院等の重要施設に対し、ポリタンク等の輸送及び給水車による貯水槽への注水を行う。 <u>（ウ）消火栓からの給水</u> <u>使用可能な消火栓を用い応急給水栓を立てて給水する。</u> <u>（エ）給水船による給水</u> 必要に応じ、海岸部等においては、給水船による給水を行う。 <u>（オ）その他</u> 必要に応じ、プール・河川水をろ水器でろ過した水、消毒剤（次亜塩素酸ナトリウム等）を投入した水による給水等を行う。	第4章 風水害応急対策計画 第5節 物資の供給・輸送対策 2 飲料水・生活用水等の応急給水 （2）応急給水活動 ⑥ 応急給水の方法 応急給水は、以下の給水方式により対応する。 ア 拠点応急給水方式 市民の受水拠点となる広域避難場所・収容避難所・避難場所において、下記による給水を行う。 <u>（7）使用可能な消火栓を用いて応急給水栓を設置し給水する。</u> <u>（イ）給水車により給水用水を運搬し、給水タンクおよび応急給水栓を設置し給水する。</u> イ 運搬給水方式 収容避難所及び病院等の重要施設に対し、ポリタンク等の輸送及び給水車による貯水槽への注水を行う。 <u>（ウ）給水船による給水</u> 必要に応じ、海岸部等においては、給水船による給水を行う。 <u>（エ）その他</u> 必要に応じ、プール・河川水をろ水器でろ過した水、消毒剤（次亜塩素酸ナトリウム等）を投入した水による給水等を行う。	文言の整理
4-47	第4章 第6節	第2 応急教育対策 2 災害発生時の緊急措置 （1）在校時間内の場合 ④その他の緊急措置 ア 学校長の不在時の対応 教頭が学校長に代わって教育委員会等との連絡を取りながら防災対策委員会の招集その他の必要な指示・措置を行う。	第2 応急教育対策 2 災害発生時の緊急措置 （1）在校時間内の場合 ④その他の緊急措置 ア 学校長の不在時の対応 <u>副校長・教頭が学校長に代わって教育委員会等との連絡を取りながら防災対策委員会の招集その他の必要な指示・措置を行う。</u>	文言の統一

福岡市地域防災計画（本編）修正案 様式 1

頁	章節	現行（令和6年度版）	令和7年度案	修正理由
4-66	第4章 第7節	第4章 風水害応急対策計画 第7節 被災者の生活再建対策 第2 住宅対策 住宅の倒壊、破損のため住宅に居住できない者に対して、応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理等の対策を行い災害時の住宅の確保を図る。 1 住宅の応急修理 <u>項目追加</u> <u>(1) 住宅の応急修理の対象となる者</u> 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自ら修理する資力がない者（「半壊」及び「準半壊」）、大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者（「大規模半壊」）又は居室の壁、床若しくは天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住家に居住することが困難であると認められる者（「中規模半壊」） <u>(2) 応急修理の基準</u> ① 修理の範囲 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な欠くことのできない部分に限る。 <u>② 限度額 災害救助法に定める費用の限度額とする。</u> <u>③ 修理期間 原則として、災害発生の日から3月以内（災害対策基本法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6月以内）とする。</u>	第4章 風水害応急対策計画 第7節 被災者の生活再建対策 第2 住宅対策 <u>災害救助法の適用された災害により、住宅の倒壊、破損のため住宅に居住できない者に対して、応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理等の対策を行い災害時の住宅の確保を図る。</u> 1 住宅の応急修理 <u>(1) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理</u> <u>① 対象となる者</u> <u>住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者</u> <u>② 基準</u> <u>ア 修理範囲</u> <u>修理の範囲 屋根等に被害を受けた住宅へのブルーシートの展張等の緊急措置</u> <u>イ 限度額 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準に定める基準額とする。</u> <u>ウ 修理期間 災害が発生した日から10日以内とする。</u> <u>(2) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理</u> <u>① 対象となる者</u> <u>住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自ら修理する資力がない者（「半壊」及び「準半壊」）、大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者（「大規模半壊」）又は居室の壁、床若しくは天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住家に居住することが困難であると認められる者（「中規模半壊」）</u> <u>② 基準</u> <u>ア 修理範囲 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な欠くことのできない部分に限る。</u> <u>イ 限度額 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準に定める基準額とする。</u> <u>ウ 修理期間 原則として、災害発生の日から3月以内（災害対策基本法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6月以内）とする。</u>	制度改正による項目の追加
4-67	第4章 第7節	3 応急仮設住宅（<u>借上型・建設型</u>） 災害により、住宅の全壊等で避難生活を余儀なくされている者に対して、居住の安定を図るため、災害救助法における救助実施市として供与戸数を決定し、応急仮設住宅（<u>借上型・建設型</u>）の供与を行う。供与戸数の決定に当たっては、被災状況など供与対象の要件を満たす世帯数などを基に総合的に検討する。 (1) <u>借上型仮設住宅の供与</u> (2) <u>建設型仮設住宅の供与</u>	3 応急仮設住宅（<u>賃貸型・建設型</u>） 災害により、住宅の全壊等で避難生活を余儀なくされている者に対して、居住の安定を図るため、災害救助法における救助実施市として供与戸数を決定し、応急仮設住宅（<u>賃貸型・建設型</u>）の供与を行う。供与戸数の決定に当たっては、被災状況など供与対象の要件を満たす世帯数などを基に総合的に検討する。 (1) <u>賃貸型応急住宅の供与</u> (2) <u>建設型応急住宅の供与</u>	国の呼称に修正
5-6	第5章 第2節	第5章 震災応急対策計画 第2節 情報の収集・整理・伝達 第1 情報連絡体制 1 情報連絡対策の概要 (3) 通信手段の確保 (4) 防災情報カメラシステム等 防災情報カメラシステム、ヘリコプターテレビ電送システム、指揮支援システムによって<u>画像転送による</u>市内の被害状況を伝達する。	第5章 震災応急対策計画 第2節 情報の収集・整理・伝達 第1 情報連絡体制 1 情報連絡対策の概要 (3) 通信手段の確保 (4) 防災情報カメラシステム等 防災情報カメラシステム、ヘリコプターテレビ電送システム、指揮支援システムの<u>映像伝送により</u>市内の被害状況を伝達する。	文言の整理

福岡市地域防災計画（本編）修正案 様式 1

頁	章 節	現行（令和 6 年度版）	令和 7 年度案	修正理由
5-24	第 5 章 第 3 節	第 5 章 震災応急対策計画 第 3 節 応急活動の基盤確保 地震発生後、人命救助、消火、食料等の物資の確保等応急対策の実施のため、輸送手段確保、輸送路の啓開を行うとともに、物資の緊急輸送を行う。 また、物資等や被災者の緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者等との協定の締結等により、輸送体制の整備に努めるとともに、物資供給協定等においても、輸送を考慮した協定締結に努める。	第 5 章 震災応急対策計画 第 3 節 応急活動の基盤確保 地震発生後、人命救助、消火、食料等の物資の確保等応急対策の実施のため、輸送手段確保、輸送路の啓開を行うとともに、物資の緊急輸送を行う。 また、物資等や被災者の緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者等との協定の締結等により、<u>物資輸送拠点の運営に必要な人員や資機材等を確保し</u>、輸送体制の整備に努めるとともに、物資供給協定等においても、輸送を考慮した協定締結に努める。	防災基本計画に基づく修正
5-25	第 5 章 第 3 節	第 5 章 震災対応策計画 第 3 節 応急活動の基盤確保 第 3 緊急輸送対策 2 輸送手段の確保 （3）航空機 市保有ヘリコプターは、消防活動（情報伝達、消火・救助・救急活動等）のほか、必要に応じて人員及び緊急物資等の搬送を行う。 また、状況により福岡海上保安部その他の関係機関が保有する△航空機の応援を要請する。	第 5 章 震災対応策計画 第 3 節 応急活動の基盤確保 第 3 緊急輸送対策 2 輸送手段の確保 （3）航空機 市保有ヘリコプターは、消防活動（情報伝達、消火・救助・救急活動等）のほか、必要に応じて人員及び緊急物資等の搬送を行う。 また、状況により福岡海上保安部その他の関係機関が保有する航空機の応援を要請する。	文言の整理
5-25	第 5 章 第 3 節	3 輸送ルートの確保 （1）陸上交通の確保 ③道路啓開 ア 実施機関 道路の啓開は、各道路の管理者が連携して実施する。なお、指定区間外の国道、県道又は市道については、市からの要請により、国が代行できる。 （市内の道路の管理者） 国（国土交通省） 一般国道の指定区間（一般国道497 号を除く） 市（道路下水道局・各区 一般国道の指定区間外、主要地方道、一般県道、市道 市（港湾空港局、農林水産局） 臨港道路、漁港道路 福岡北九州高速道路公社 福岡都市高速道路 西日本高速道路（株） 九州縦貫自動車道 福岡県道路公社 一般国道497 号 佐賀県道路公社 三瀬トンネル	ア 実施機関 道路の啓開は、各道路の管理者が連携して実施する。なお、指定区間外の国道、県道又は市道については、市からの要請により、国が代行できる。 （市内の道路の管理者） 国（国土交通省） 一般国道の指定区間（一般国道497 号を除く） 市（道路下水道局・各区） 一般国道の指定区間外、主要地方道、一般県道、市道 市（港湾空港局、農林水産局） 臨港道路、漁港道路 福岡北九州高速道路公社 福岡都市高速道路 西日本高速道路（株） 九州縦貫自動車道 福岡県道路公社 一般国道497 号 佐賀県道路公社 三瀬トンネル	「」の追記
5-26	第 5 章 第 3 節	3 輸送ルートの確保 （1）陸上交通の確保 ③道路啓開 イ 道路啓開の優先順位 原則として、「福岡県地域防災計画」において位置付けられている「啓開道路」のうち市関係道路を最優先し、以下、緊急輸送道路ネットワークの路線のうち、第1次路線、第2次路線、第3次路線、<u>その他の路線</u>とする。なお、市外の道路状況、市内の被害状況により、適宜輸送路を確保し、啓開に当たっては、警察等関係機関と協議して行う。	3 輸送ルートの確保 （1）陸上交通の確保 ③道路啓開 イ 道路啓開の優先順位 原則として、「福岡県地域防災計画」において位置付けられている「啓開道路」のうち市関係道路を最優先し、以下、緊急輸送道路ネットワークの路線のうち、第1次路線、第2次路線、第3次路線とする。なお、市外の道路状況、市内の被害状況により、適宜輸送路を確保し、啓開に当たっては、警察等関係機関と協議して行う。	文言の修正

福岡市地域防災計画（本編）修正案 様式 1

頁	章節	現行（令和6年度版）	令和7年度案	修正理由
5-26	第5章 第3節	3 輸送ルートの確保 (1) 陸上交通の確保 ③道路啓開 ウ 実施 (7) 被害状況の把握 地震発生後速やかに道路施設の被害及び通行可能状況の概要を把握し、緊急輸送道路ネットワークが効果的に機能するよう、<u>他の実施担当機関等と連絡・調整を図り、原則として2車線の通行帯の確保を目標に啓開を行う。</u> <u>(4) 警察等との連携</u>	3 輸送ルートの確保 (1) 陸上交通の確保 ③道路啓開 ウ 実施 (7) 被害状況の把握 地震発生後速やかに道路施設の被害及び通行可能状況の概要を把握し、緊急輸送道路ネットワークが効果的に機能するよう、<u>啓開すべき道路を決定する。</u> <u>(4) 道路啓開</u> 他の実施担当機関等と連絡・調整を図り、原則として<u>1車線</u>の通行帯の確保を目標に啓開を行う。 <u>(4) 警察等との連携</u>	国、県の道路啓開計画と整合
5-34	第5章 第4節	第5 行方不明者の捜索、遺体の処理・埋火葬 大規模な震災では、家屋の倒壊、火災等により<u>災害時は</u>、多数の行方不明者、死亡者が発生する可能性があることから、関係機関相互の連携体制の整備を図り、行方不明者の捜索、遺体の処置・収容、埋火葬等の一連の業務を遅滞なく実施する。	第5 行方不明者の捜索、遺体の処理・埋火葬 大規模な震災では、家屋の倒壊、火災等により、多数の行方不明者、死亡者が発生する可能性があることから、関係機関相互の連携体制の整備を図り、行方不明者の捜索、遺体の処置・収容、埋火葬等の一連の業務を遅滞なく実施する。	表現の修正
5-40	第5章 第4節	第3 避難所の開設 1 開設の手順 (2) 開設の手順 ① 災害の状況、施設の被害状況、周囲の状況等から目視により安全を確認する。 ② 避難所の解錠は、原則として施設管理者が行う。 ③ 避難所は、避難所運営職員、施設管理者及び地域が連携して開設する。	第3 避難所の開設 1 開設の手順 (2) 開設の手順 ① 災害の状況、施設の被害状況、周囲の状況等から目視により安全を確認する。 ② 避難所の解錠は、原則として施設管理者が行う。 ③ 避難所は、避難所運営職員、施設管理者及び地域が連携して開設する。<u>その際、避難所の生活環境を良好なものにするため、各避難所別のゾーニングに基づき、避難所開設当初からパーティションや簡易ベッドを設置するよう努めるものとする。</u>	防災基本計画の修正による追記
5-40	第5章 第4節	第4 避難所の運営 避難所の運営は、区災害対策本部、施設管理者、自主防災組織、避難者、ボランティア等の相互協力により行う。その際、男女のニーズの違い等、男女双方の視点や性的マイノリティ、高齢者、障がい者並びに外国人の視点にも十分配慮するものとし、避難者の過密抑制など避難所における感染症対策に留意する。また、<u>ICT</u>を活用して避難所運営の効率化を図る。	第4 避難所の運営 避難所の運営は、区災害対策本部、施設管理者、自主防災組織、避難者、ボランティア等の相互協力により行う。その際、男女のニーズの違い等、男女双方の視点や性的マイノリティ、高齢者、障がい者並びに外国人の視点にも十分配慮するものとし、避難者の過密抑制など避難所における感染症対策に留意する。<u>また、避難所における温かい食事の提供に努めるとともに、災害対応支援システム等</u>を活用して避難所運営の効率化を図る。	防災基本計画の修正による追記
5-44	第5章 第5節	第5章 震災応急対策計画 第5節 避難対策 第7 愛玩動物対策 3 被災者と愛玩動物の同行避難 避難所における愛玩動物の受け入れが円滑に行われるよう、以下の対策を講じる。 ① 避難所における愛玩動物の適正飼育 ② 必要物資の調達 <u>項目追加</u>	第5章 震災応急対策計画 第5節 避難対策 第7 愛玩動物対策 3 被災者と愛玩動物の同行避難 避難所における愛玩動物の受け入れが円滑に行われるよう、以下の対策を講じる。 ① <u>避難状況等の把握</u> ② 避難所における愛玩動物の適正飼育 ③ 必要物資の調達	防災基本計画修正による項目の追加

福岡市地域防災計画（本編）修正案 様式 1

頁	章節	現行（令和6年度版）	令和7年度案	修正理由
5-46	第5章 第6節	第5章 震災応急対策計画 第6節 物資の供給・輸送対策 2 飲料水・生活用水等の応急給水 （2）応急給水活動 ④ 応急給水の優先順位 非常用医療機関（救急告示病院・人工透析実施病院・官公立等主要病院・災害拠点病院）及び給水拠点（市民の受水拠点となる広域避難場所・収容避難所・<u>地区避難所</u>）に対して優先的に応急給水を行う。	第5章 震災応急対策計画 第6節 物資の供給・輸送対策 2 飲料水・生活用水等の応急給水 （2）応急給水活動 ④ 応急給水の優先順位 非常用医療機関（救急告示病院・人工透析実施病院・官公立等主要病院・災害拠点病院）及び給水拠点（市民の受水拠点となる広域避難場所・収容避難所・<u>地区避難場所・一時避難所</u>）に対して優先的に応急給水を行う。	「福岡市水道局災害応急対策計画」の改定に合わせた修正等
5-47	第5章 第6節	第5章 震災応急対策計画 第6節 物資の供給・輸送対策 2 飲料水・生活用水等の応急給水 （2）応急給水活動 ⑤ 応急給水の水源となる給水施設 ア 被災当初の段階 （7）水道本局、配水場、浄水場、営業所に整備している緊急給水栓（給水基地） （イ）被害を受けていない消火栓 （ウ）近隣市町村及び福岡地区水道企業団の浄・配水場 <u>（エ）飲料用井戸</u>	第5章 震災応急対策計画 第6節 物資の供給・輸送対策 2 飲料水・生活用水等の応急給水 （2）応急給水活動 ⑤ 応急給水の水源となる給水施設 ア 被災当初の段階 （7）水道本局、配水場、浄水場、営業所に整備している緊急給水栓（給水基地） （イ）被害を受けていない消火栓 （ウ）近隣市町村及び福岡地区水道企業団の浄・配水場 <u>（エ）利用可能な各種水源</u>	災害現場の実態に合わせた修正
5-47	第5章 第6節	第5章 震災応急対策計画 第6節 物資の供給・輸送対策 2 飲料水・生活用水等の応急給水 （2）応急給水活動 ⑥ 応急給水の方法 応急給水は、以下の給水方式により対応する。 ア 拠点応急給水方式 市民の受水拠点となる広域避難場所・収容避難所・避難場所において、下記による給水を行う。 <u>（7）給水タンクを設置し、給水車による給水用水の運搬</u> <u>（イ）応急給水栓の設置</u> イ 運搬給水方式 収容避難所及び病院等の重要施設に対し、ポリタンク等の輸送及び給水車による貯水槽への注水を行う。 <u>ウ 消火栓からの給水</u> <u>使用可能な消火栓を用い応急給水栓を立てて給水する。</u> <u>エ</u> 給水船による給水 必要に応じ、海岸部等においては、給水船による給水を行う。 <u>オ</u> その他 必要に応じ、プール・河川水をろ水器でろ過した水、消毒剤（次亜塩素酸ナトリウム等）を投入した水による給水等を行う。	第5章 震災応急対策計画 第6節 物資の供給・輸送対策 2 飲料水・生活用水等の応急給水 （2）応急給水活動 ⑥ 応急給水の方法 応急給水は、以下の給水方式により対応する。 ア 拠点応急給水方式 市民の受水拠点となる広域避難場所・収容避難所・避難場所において、下記による給水を行う。 <u>（7）使用可能な消火栓を用いて応急給水栓を設置し給水する。</u> <u>（イ）給水車により給水用水を運搬し、給水タンクおよび応急給水栓を設置し給水する。</u> イ 運搬給水方式 収容避難所及び病院等の重要施設に対し、ポリタンク等の輸送及び給水車による貯水槽への注水を行う。 <u>ウ</u> 給水船による給水 必要に応じ、海岸部等においては、給水船による給水を行う。 <u>エ</u> その他 必要に応じ、プール・河川水をろ水器でろ過した水、消毒剤（次亜塩素酸ナトリウム等）を投入した水による給水等を行う。	文言の整理

福岡市地域防災計画（本編）修正案 様式 1

頁	章節	現行（令和6年度版）	令和7年度案	修正理由
5-62	第5章 第7節	第6 公共施設等の応急対策 1 道路・橋りょう (3) 応急復旧の実施 ① 応急復旧の優先順位 人命にかかわる救命、救出、消火等の緊急活動に必要な道路を最優先する。輸送道路に関しては、原則として、緊急輸送道路ネットワークの路線のうち、第1次路線を最優先し、以下、第2次路線、<u>その他の路線</u>とする。なお、市外の道路状況、市内の被害状況により、適宜輸送路を確保する。応急復旧に当たっては、警察その他の関係機関と連携をとりながら行う。	第6 公共施設等の応急対策 1 道路・橋りょう (3) 応急復旧の実施 ① 応急復旧の優先順位 人命にかかわる救命、救出、消火等の緊急活動に必要な道路を最優先する。輸送道路に関しては、原則として、緊急輸送道路ネットワークの路線のうち、第1次路線を最優先し、以下、第2次路線、<u>第3次路線</u>とする。なお、市外の道路状況、市内の被害状況により、適宜輸送路を確保する。応急復旧に当たっては、警察その他の関係機関と連携をとりながら行う。	「第3次緊急輸送道路ネットワーク」の新設に伴う修正
5-67	第5章 第7節	第7 ライフライン施設の応急対策 水道、下水道、電気、ガス、電話の各ライフライン機関は、平常時から、施設・設備等の耐震対策やネットワークの多ルート化などの推進を図るとともに、災害により設備等が被災した場合は、被害状況を迅速に把握し、災害対策機器の活用や、全国からの復旧用資機材の調達、復旧要員の確保により、早期に復旧し、市民生活、都市機能の回復を図る。また、福岡市は、情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努める。	第7 ライフライン施設の応急対策 水道、下水道、電気、ガス、電話の各ライフライン機関は、平常時から、施設・設備等の耐震対策やネットワークの多ルート化などの推進を図るとともに、災害により設備等が被災した場合は、被害状況を迅速に把握し、災害対策機器の活用や、全国からの復旧用資機材の調達、復旧要員の確保、<u>道路管理者との連携</u>により、早期に復旧し、市民生活、都市機能の回復を図る。また、福岡市は、情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努める。	防災基本計画に基づく修正
5-78	第5章 第8節	3 応急仮設住宅（<u>借上型</u>・建設型） 災害により、住宅の全壊等で避難生活を余儀なくされている者に対して、居住の安定を図るため、災害救助法における救助実施市として供与戸数を決定し、応急仮設住宅（<u>借上型</u>・建設型）の供与を行う。供与戸数の決定に当たっては、被災状況など供与対象の要件を満たす世帯数などを基に総合的に検討する。 (1) <u>借上型仮設住宅</u>の供与 (2) <u>建設型仮設住宅</u>の供与	3 応急仮設住宅（<u>賃貸型</u>・建設型） 災害により、住宅の全壊等で避難生活を余儀なくされている者に対して、居住の安定を図るため、災害救助法における救助実施市として供与戸数を決定し、応急仮設住宅（<u>賃貸型</u>・建設型）の供与を行う。供与戸数の決定に当たっては、被災状況など供与対象の要件を満たす世帯数などを基に総合的に検討する。 (1) <u>賃貸型応急住宅</u>の供与 (2) <u>建設型応急住宅</u>の供与	国の呼称に修正
6-5	第6章 第3節	第2 受入れの準備 3 支援職員等の宿泊場所の確保 (1) 旅行者による確保 (2) 市保有施設等での確保 <u>上記によっても宿泊施設が不足する場合は、</u>利用可能な市の施設等をもって充てる。	第2 受入れの準備 3 支援職員等の宿泊場所の確保 <u>支援職員等の宿泊場所については、支援職員等派遣団体と宿泊に関する調整を行うとともに、必要に応じて、以下の方法により確保する。</u> (1) 旅行者による確保 (2) 市保有施設等での確保 <u>利用可能な市の施設等をもって充てる。</u>	受援体制の強化
6-6	第6章 第3節	第6章 第3節 第2 6 支援職員等の活動拠点の確保 支援職員等が活動する執務スペースや待機場所については、各局等において所管施設等を活用して確保する。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。ただし、各局等による確保が困難な場合は、受援調整チームと協議の上、確保する。	第6章 第3節 第2 6 支援職員等の活動拠点の確保 支援職員等が活動する執務スペースや待機場所については、<u>本庁舎においては15階の全フロアを一体的に活用するほか、</u>各局等において所管施設等を活用して確保する。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。ただし、各局等による確保が困難な場合は、受援調整チームと協議の上、確保する。	受援体制の強化

福岡市地域防災計画（本編）修正案 様式 1

頁	章節	現行（令和6年度版）	令和7年度案	修正理由																						
6-11	第6章 第4節	2 ボランティア等 (1) 災害ボランティアセンター (2) 設置場所・機能 災害ボランティアセンター本部は、原則として福岡市市民福祉プラザ内（市社会福祉協議会）に設置し、本部機能を担う。区災害ボランティアセンターは、ボランティアの活動拠点として各区に適宜設置し、各区災害対策本部と連携して活動調整を行うとともに、災害ボランティアセンター本部と必要な連絡・報告・情報共有を行う。 設置予定場所 <table><tr><th>施設名</th><th>所在地</th></tr><tr><td>福岡市市民福祉プラザ</td><td>福岡市中央区荒戸3丁目3-39</td></tr><tr><td>西南学院</td><td>福岡市早良区西新6丁目2-92</td></tr><tr><td>都築学園（第一薬科大学及び福岡第一高等学校）</td><td>福岡市南区玉川町22-1</td></tr><tr><td>福岡工業大学</td><td>福岡市東区和白東三丁目30-1</td></tr></table>	施設名	所在地	福岡市市民福祉プラザ	福岡市中央区荒戸3丁目3-39	西南学院	福岡市早良区西新6丁目2-92	都築学園（第一薬科大学及び福岡第一高等学校）	福岡市南区玉川町22-1	福岡工業大学	福岡市東区和白東三丁目30-1	2 ボランティア等 (1) 災害ボランティアセンター (2) 設置場所・機能 災害ボランティアセンター本部は、原則として福岡市市民福祉プラザ内（市社会福祉協議会）に設置し、本部機能を担う。区災害ボランティアセンターは、ボランティアの活動拠点として各区に適宜設置し、各区災害対策本部と連携して活動調整を行うとともに、災害ボランティアセンター本部と必要な連絡・報告・情報共有を行う。 設置予定場所 <table><tr><th>施設名</th><th>所在地</th></tr><tr><td>福岡市市民福祉プラザ</td><td>福岡市中央区荒戸3丁目3-39</td></tr><tr><td>西南学院大学</td><td>福岡市早良区西新6丁目2-92</td></tr><tr><td>都築学園（第一薬科大学及び福岡第一高等学校）</td><td>福岡市南区玉川町22-1</td></tr><tr><td>福岡工業大学</td><td>福岡市東区和白東三丁目30-1</td></tr><tr><td>福岡大学</td><td>福岡市城南区七隈八丁目19-1</td></tr></table>	施設名	所在地	福岡市市民福祉プラザ	福岡市中央区荒戸3丁目3-39	西南学院大学	福岡市早良区西新6丁目2-92	都築学園（第一薬科大学及び福岡第一高等学校）	福岡市南区玉川町22-1	福岡工業大学	福岡市東区和白東三丁目30-1	福岡大学	福岡市城南区七隈八丁目19-1	災害時応援協定による設置予定場所の追加
施設名	所在地																									
福岡市市民福祉プラザ	福岡市中央区荒戸3丁目3-39																									
西南学院	福岡市早良区西新6丁目2-92																									
都築学園（第一薬科大学及び福岡第一高等学校）	福岡市南区玉川町22-1																									
福岡工業大学	福岡市東区和白東三丁目30-1																									
施設名	所在地																									
福岡市市民福祉プラザ	福岡市中央区荒戸3丁目3-39																									
西南学院大学	福岡市早良区西新6丁目2-92																									
都築学園（第一薬科大学及び福岡第一高等学校）	福岡市南区玉川町22-1																									
福岡工業大学	福岡市東区和白東三丁目30-1																									
福岡大学	福岡市城南区七隈八丁目19-1																									
8-6	第8章 第2節	第8章 第2節 第1 支援職員の派遣 1 被災自治体への支援が予想される主な業務 ＜支援要請の根拠となる災害時相互支援協定等＞	第8章 第2節 第1 支援職員の派遣 1 被災自治体への支援が予想される主な業務 ＜支援要請の根拠となる災害応援協定等＞ ⑰ 福岡県災害派遣福祉チーム設置運営要領	・支援計画上の協定等の総称の統一 ・第6章受援計画の協定等と合わせるため追加																						
8-8	第8章 第4節	第8章 第4節 相互応援協定等 本市が締結している自治体間における災害時相互応援協定等については、「資料編〈災害時応援協力等〉」を参照。	第8章 第4節 災害時応援協定等 本市が締結している自治体間における災害時応援協定等については、「資料編〈災害時応援協力等〉」を参照。	支援計画上の協定等の総称の統一																						
9-2		福岡市水防計画 5 水防活動 (5) 排水ポンプ車配備 都市型災害における公共施設等の浸水に対応するため排水ポンプ車を活用する。（9-3 頁「排水ポンプについて」）	福岡市水防計画 5 水防活動 (5) 排水ポンプ配備 都市型災害における公共施設等の浸水に対応するため排水ポンプを活用する。（9-3 頁「排水ポンプについて」）	実態に合わせて修正																						
2-10 2-13 2-16 5-63 5-64 5-66 5-67 6-3 8-3 8-5 8-8		本計画中の「住宅都市局」を「住宅都市みどり局」に改める		組織の名称変更による改正																						

福岡市地域防災計画（原子力災害対策編）修正案 様式 1

頁	章節	現行（令和6年度版）	令和7年度案	修正理由
13	第1章 第7節	（4）指定地方行政機関 九州農政局福岡県拠点 ア 災害時における農地、農業用施設、家畜・家きん、農林水産物等への影響に係る情報収集及び安全性確認のための指導に関すること イ 災害時における応急用食糧の確保等に関すること ウ 農林漁業者の経営維持安定に必要な資金の融通の指導 エ 被災地周辺の家畜・家きん、飼料、たい肥、農林水産物などの移動制限及び解除に関する指導 オ <u>災害時の政府所有米穀の供給の支援</u>	（4）指定地方行政機関 九州農政局 <u>災害時の政府所有米穀の供給の支援</u> 九州農政局福岡県拠点 ア 災害時における農地、農業用施設、家畜・家きん、農林水産物等への影響に係る情報収集及び安全性確認のための指導に関すること イ 災害時における応急用食糧の確保等に関すること ウ 農林漁業者の経営維持安定に必要な資金の融通の指導 エ 被災地周辺の家畜・家きん、飼料、たい肥、農林水産物等の移動制限及び解除に関する指導	実務に合わせた修正
21	第2章 第5節	第2章 原子力災害事前対策 第3節 緊急事態応急体制の整備 1 情報収集態勢・警戒態勢をとるために必要な体制等の整備 （1）情報収集態勢をとるために必要な体制 市は、佐賀県玄海町において、震度5弱又は5強の地震が発生した場合、速やかに職員を非常参集させ、情報収集態勢をとるために必要な体制を整備する。	第2章 原子力災害事前対策 第3節 緊急事態応急体制の整備 1 情報収集態勢・警戒態勢をとるために必要な体制等の整備 （1）情報収集態勢をとるために必要な体制 市は、 <u>情報収集事態</u> （佐賀県玄海町において、震度5弱又は5強の地震が発生した場合をいう。以下同じ。）の発生を覚知した場合、速やかに職員を非常参集させ、情報収集態勢をとるために必要な体制を整備する。	県及び糸島市の計画に基づく修正
24	第2章 第5節	（4）応急仮設住宅の整備 市は、国、県、企業等と連携し、避難者の健全な住環境の早期確保が可能となるよう、あらかじめ応急仮設住宅（ <u>借上型</u> ・建設型）の供与体制を整備しておくものとする。 また、 <u>借上型仮設</u> 住宅及び建設型 <u>仮設</u> 住宅の供与に関する事項は「福岡市地域防災計画」『本編』によるものとする。	（4）応急仮設住宅の整備 市は、国、県、企業等と連携し、避難者の健全な住環境の早期確保が可能となるよう、あらかじめ応急仮設住宅（ <u>賃貸型</u> ・建設型）の供与体制を整備しておくものとする。 また、 <u>賃貸型応急</u> 住宅及び建設型 <u>応急</u> 住宅の供与に関する事項は「福岡市地域防災計画」『本編』によるものとする。	国の呼称に修正
31	第3章 第2節	第3章 緊急事態応急対策 第2節 活動体制の確立 1 災害対策本部体制等 （1）情報収集態勢 市は、 <u>佐賀県玄海町において、震度5弱又は5強の地震が発生</u> した場合、速やかに情報収集態勢をとるための職員の非常参集及び情報の収集・連絡等を行うものとする。	第3章 緊急事態応急対策 第2節 活動体制の確立 1 災害対策本部体制等 （1）情報収集態勢 市は、 <u>情報収集事態の発生を覚知</u> した場合、速やかに情報収集態勢をとるための職員の非常参集及び情報の収集・連絡等を行うものとする。	県及び糸島市の計画に基づく修正

福岡市地域防災計画（原子力災害対策編）修正案 様式 1

頁	章節	現行（令和6年度版）	令和7年度案	修正理由
35	第3章 第3節	第3章 緊急事態応急対策 第3節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保 （新設）	第3章 緊急事態応急対策 第3節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保 市は、原災法及び安全協定に基づき、原子力事業者から非常時の情報連絡を受けた場合、情報収集事態、警戒事態若しくは施設敷地緊急事態を覚知した場合又は全面緊急事態が発生し緊急事態宣言が発出された場合は、国、県、他市町村、原子力事業者及びその他防災関係機関と連携して迅速かつ的確な情報収集・伝達を行う。 1 事態発生情報などの連絡 （1）情報収集事態発生時の情報連絡 市は、情報収集事態の発生を覚知した場合、情報収集態勢をとり、情報の収集・連絡等を行う。 （2）警戒事態発生時の情報連絡 市は、県から情報連絡を受けた場合など、警戒事態の発生を覚知した場合には、原子力災害警戒本部を設置し、関係機関等と連携して迅速かつ的確な情報収集・伝達を行うとともに、市民等への情報提供を行う。	県及び糸島市の計画に基づく修正
35	第3章 第3節	1 施設敷地緊急事態発生情報等の連絡 （1）原子力事業者の原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態の発生について通報を受け、又は自ら発見した時は、直ちに、その旨を内閣総理大臣及び原子力規制委員会、所在都道府県知事、所在市町村長並びに関係周辺都道府県知事、所在市町村の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリ等で通報することとされている。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認することとされている。 （2）原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について所在市町村をはじめ官邸（内閣官房）、原子力安全委員会、県及び県警察本部に連絡するものとされている。 また、必要に応じPAZを含む市町村に対し、市民の避難準備を行うよう連絡するものとする。 （3）市は、原子力事業者をはじめ、国や県から通報・連絡を受けた事項については、関係機関等に連絡するとともに連携して迅速かつ的確な情報収集・伝達を行うものとする。	（3）施設敷地緊急事態発生時の情報連絡 市は、施設敷地緊急事態の発生を覚知した場合には、原子力災害警戒本部体制を強化し、関係機関等と連携して迅速かつ的確な情報収集・伝達を行うとともに、市民等への情報提供を行う。 （4）全面緊急事態発生時の情報連絡 市は、全面緊急事態が発生し、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合には、原子力災害対策本部を設置し、関係機関等と連携して迅速かつ的確な情報収集・伝達を行うとともに、市民等への情報提供を行う。	県及び糸島市の計画に基づく修正
35	第3章 第3節	2 応急対策活動情報の連絡 （1）原子力事業者は、官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、県、県警察本部、所在市町村の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に施設の状況、原子力事業者の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書により連絡することとされており、さらに、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡することとされている。 （2）市は、国や県から情報を得るとともに、原子力事業者等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。 （3）市は、関係機関との間においては、原子力事業者及び国や県から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど連絡を密にするとともに、各種被害情報の収集に努め、必要な措置を講ずるものとする。	2 応急対策活動情報の連絡 施設敷地緊急事態発生以降の応急対策活動情報、被害情報等の連絡については、市は、関係機関との間において、国（原子力規制委員会）、県及び原子力事業者から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するとともに、必要な情報を市民に提供する。	県及び糸島市の計画に基づく修正

福岡市地域防災計画（原子力災害対策編）修正案 様式 1

頁	章節	現行（令和6年度版）	令和7年度案	修正理由
36	第3章 第3節	<u>（新設）</u>	〔情報収集事態及び警戒事態発生時の情報伝達経路〕	県及び糸島市の計画に基づく修正

福岡市地域防災計画（原子力災害対策編）修正案 様式 1

頁	章節	現行（令和6年度版）	令和7年度案	修正理由
36	第3章 第3節	【施設敷地緊急事態発生時の情報伝達経路】 原子力事業者 内閣官房 内閣府 原子力規制委員会 現地事故対策連絡会議 緊急事態応急対策等拠点施設（オフサイトセンター） 原子力防災専門官 原子力運転検査官 上席放射線防災専門官 緊急時モニタリングセンター（EMC） 福岡県（災害警戒本部・福岡県モニタリング本部） 福岡県警察本部 糸島市 福岡市 福岡海上保安部 福岡管区気象台 ※自衛隊 その他市町村 （資源エネルギー庁） （九州経済産業局） 指定地方行政機関 指定行政機関 指定公共機関 ※ 自衛隊 陸上自衛隊：第四師団 海上自衛隊：佐世保地方総監部 航空自衛隊：西部航空方面隊	【施設敷地緊急事態発生時の情報伝達経路】 原子力事業者 内閣官房 内閣府 原子力規制委員会 現地事故対策連絡会議 緊急事態応急対策等拠点施設（オフサイトセンター） 原子力防災専門官 原子力運転検査官 上席放射線防災専門官 緊急時モニタリングセンター（EMC） 福岡県（災害警戒本部・福岡県モニタリング本部） 福岡県警察本部 糸島市 福岡市 福岡海上保安部 福岡管区気象台 ※自衛隊 その他市町村 （資源エネルギー庁） （九州経済産業局） 指定地方行政機関 指定行政機関 指定公共機関 ※ 自衛隊 陸上自衛隊：第四師団 海上自衛隊：佐世保地方総監部 航空自衛隊：西部航空方面隊	県及び糸島市の計画に基づく修正

福岡市地域防災計画（原子力災害対策編）修正案 様式 1

頁	章節	現行（令和6年度版）	令和7年度案	修正理由
36	第3章 第3節	<u>（新設）</u>	[全面緊急事態が発生し、緊急事態宣言が発出された後の情報伝達経路] （注）緊急事態宣言発出前に県災害対策本部などが設置された場合もこれに準じる。	県及び糸島市の計画に基づく修正
39	第3章 第6節	第6節 屋内退避、避難受入れ等の防護活動 2 避難所 （3）応急仮設住宅の供与 市は、災害により、住宅の全壊等で避難生活を余儀なくされている者に対して、居住の安定を図るため、災害救助法における救助実施市として応急仮設住宅（<u>借上型・建設型</u>）の供与を行うものとする。 なお、供与戸数の決定に当たっては、被災状況など供与対象の要件を満たす世帯数などを基に総合的に検討する。	第6節 屋内退避、避難受入れ等の防護活動 2 避難所 （3）応急仮設住宅の供与 市は、災害により、住宅の全壊等で避難生活を余儀なくされている者に対して、居住の安定を図るため、災害救助法における救助実施市として応急仮設住宅（<u>賃貸型・建設型</u>）の供与を行うものとする。 なお、供与戸数の決定に当たっては、被災状況など供与対象の要件を満たす世帯数などを基に総合的に検討する。	国の呼称に修正

福岡市地域防災計画（原子力災害対策編）修正案 様式 1

頁	章節	現行（令和6年度版）	令和7年度案	修正理由
40	第3章 第6節	第6節 屋内退避、避難受入れ等の防護活動 <u>（新設）</u>	第6節 屋内退避、避難受入れ等の防護活動 <u>7 複合災害への対応</u> <u>（1）自然災害との複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。</u> <u>（2）市は、国が原子力災害の観点から、屋内退避指示を出している中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要となった場合には、人命最優先の観点から、当該地域の住民に対し、避難指示を発令し、必要な措置を講じる。その際には、国は、県や市と緊密な連携を行うものとする。</u>	防災基本計画及び県計画に基づく修正
32		本計画中の「 <u>住宅都市局</u> 」を「 <u>住宅都市みどり局</u> 」に改める		組織の名称変更による改正